

近世三方楽所の成立過程

山田 淳平

本稿は、近世三方楽所の成立過程を、時期的変遷に即して、応仁の乱以後天正期以前、天正期、慶長期、元和期以降の四期に分けて考察するものである。応仁の乱により朝廷の樂儀は規模が縮小したが、人員的には乱前と変わらず南都樂人・京都樂人の二方による奏演体制が存続していた。天王寺樂人が朝廷に出仕するようになるのは天正期である。その背景には永禄期における南都樂人・京都樂人による奏演体制の不安定化があった。天王寺樂人の登用後、三方樂所による四〇人規模の大規模な樂儀の執行が可能となつた。慶長期には朝廷儀礼と並んで、豊國社祭礼にも三方樂所が動員されるようになる。樂人は社領の一部を宛行され、頻繁に神事に出席するなど、豊國社は当時の奏演体制の中心的位置をなしていた。この豊國社での樂人動員の規模は、元和期以降には日光東照社などにおける徳川將軍家の祭祀・法会に引き継がれていくことになる。近世三方樂所は、朝儀の再興と天下人の祭祀・法会への動員の双方により、公武の樂儀を担う樂人集団として結集していくのである。

〔キーワード〕雅樂、南都樂人、天王寺樂人、京都樂人

はじめに

本稿は、近世において公武の奏樂を担つた三方樂所の成立過程を明らかにするものである。中世末期から近世初期における三方樂所の成立過程については、安倍季尚の『樂家錄』等の記述を基として、応仁の乱により衰退した京都樂人の欠を補うために天正～文禄年間に南都樂人・天王寺樂人を朝廷に登用することによって成立した、などと説明されるのが一般的である。この説明は室町時代後期・戦国時代から江戸時代初期への移り変わりについての大局的な説明にはなり得るが、応仁の乱から天正・文禄期の凡そ一二〇年間の時の流れをこの一文で説明できるのかどうかは疑問である。(鶴崎一九九二)や(坂本一九九四)が応仁の乱後において朝廷における雅樂が断絶するのではなく、むしろ衰退しながらも存続したという点を重視し、応仁(天文期における朝廷での樂儀の消長を明らかにしたように、当該期は単に

衰退の時代として片づけられるものではなく、時期ごとの段階を踏まえて樂人集団の結集の過程を明らかにすべきものであろう。

中近世移行期の三方樂所については、近世樂制の前提として夙に(平出一九四〇・一九四一)や(西山一九五九)によって概説がなされている。九〇年代以降には実証研究が進められ、「南谷一九九〇」によつて天正～慶長期の実態解説が行われ、天王寺樂人の朝廷での活動の始期が天正期であることが明らかにされ、「北堀二〇〇九」は南都樂人の動向から三方樂所の成立を再検討し、豊臣政権期に画期があるとした。いずれも実証に重きを置いた重要な成果であるが、それぞれ天王寺樂人・南都樂人という「一方」の視点からの分析になつており、「三方」の樂所が如何にして成立し、如何に推移したのかという点については議論の余地が残されている。また、三方樂所全体の状況を見渡したものとしては「寺内二〇一〇」がある。三方の樂人間の人

が、『樂家錄』や『泊氏新錄』といった二次資料に多くを拠つており、実証性には問題が存する。⁽¹⁾

如上の研究動向を踏まえ、本稿では、応仁の乱から元和・寛永期までを対象として、同時代史料に基づき成立期の三方楽所の動向を時期的変遷に即して把握し、その上でそれぞれの段階における三方楽所の結集の契機を解明することを試みる。

一 天正期以前—南都・京都二方体制の時代—

本章では、天王寺楽人が参入してくる天正期以前の朝廷での奏楽状況を概観した上で、後に三方楽所を形成することとなる南都楽人・天王寺楽人の活動実態を合わせて明らかにする。これにより、三方楽所成立以前における雅楽界の状況を確認し、天正期以降の三方楽所の成立過程を論じる上での前提としたい。

朝廷楽儀の状況

本章では、天王寺楽人が参入してくる天正期以前の朝廷での奏楽状況を概観した上で、後に三方楽所を形成することとなる南都楽人・天王寺楽人の活動実態を合わせて明らかにする。これにより、三方楽所成立以前における雅楽界の状況を確認し、天正期以降の三方楽所の成立過程を論じる上での前提としたい。

【史料一】『山科家礼記』 ⁽²⁾		寛正六年十月条			
一、	樂人散状	笙 鄭秋朝臣 村秋朝臣 高秋朝臣 綱秋 峯秋 直秋			
(豊原)	(豊原)	(豊原)	(豊原)	(豊原)	(豊原)
賢秋	寛秋				
簞篥	安倍季清	同季繼 同季富 同季家			
(大神)	(大神)	(大神)			
笛 量康	量久	量音 量兼	大神量春 大神量益 同量定 同量		

【史料二】『言国卿記』 ⁽⁴⁾		明応二年正月十六日条
一、	舞人所作人散状	
左		
	近朝	祐葛 友員
	(泊・辻)	(泊・東)
右		

種	鞨鼓	治秋朝臣	大鼓	冬秋	鉦コ	賢秋	三鼓	綱秋
舞人散状	左葛衡	(泊)	豊葛	近定	俊久	近繼	友時	右忠英
多忠朝	同久時	忠忠頼	同忠佐					
打物	則宗	茂葛	祐葛	大神行重	同晴定	同行頼		
寺侍	玉手国氏							
振桿	左	万歳樂	太平樂	陵王	量葛	□右	鳥蘇	
泊棹	二人入院		舞之表東四人				後參二人	
「」	樂	鳥向樂	登高座	宗明樂	下高座	千秋樂		

ここでは、三管及び打物の楽人として京都楽人の豊原・安倍・大神の各氏が出仕し、舞楽に際しては左方の舞には南都楽人の泊氏が、右方の舞には京都楽人の多氏が、打物には右方人大神氏・寺侍玉手氏を含む南都楽人が出仕している。南都・京都の二方の楽人による奏演体制であつたことが確認できる。それでは、この二方による奏演体制は応仁の乱を境にどのように変化するのであらうか。応仁の乱後、文明年間ににおける楽人の主な奏演機会は、宮中における御楽であった。御楽では天皇や堂上公家の所作が行われる他、地下からは京都楽人が数名から多い時に十数名が参勤していた。⁽³⁾明応年間には踏歌節会において舞楽が行われるようになるが、例えば参勤人数が明らかとなる明応二年（一四九三）の踏歌節会の役付は次の通りである。

忠久^(多) 久時^(多) 忠時^(多) 猪鉢計所作多久泰^{初參子} 大神行則

笙 音頭^(豊原) 繁秋朝臣^(豊原) 朝秋 豊原益秋

笛 曲以後早出^(大神・山井) 景康朝臣 音頭^(大神・山井) 景兼^(三鼓兼) 景益^(大神・山井) 景俊^(大神・山井) 大神景隆^(山井) 同景

範 大鼓 統秋^(豊原)

南都樂人の動向

次に南都樂人の動向を見てみよう。応仁～明応期については『大乘院寺社雜事記』及び『多聞院日記』に南都樂人に関する記事が散見し、春日若宮祭礼や仏生会といった春日社・興福寺での樂儀の他、長谷寺や白毫寺・般若寺・薬師寺・唐招提寺など大和の諸寺社で奏樂を行っていることが確認できる。このような中特に注目されるのは、攝津国住吉社の樂人の南都における活動である。次の史料は、文明一五年（一四八三）の春日若宮祭礼に際してのものである。

この時、舞樂として「音声春庭樂、舞左皇帝、右新鳥蘇、左春庭花、右八仙四人、左太平樂、右狹梓四人」が行われ、京都樂人一六人、南都樂人五人（内右方人一人）の計二二人の参勤が認められる。⁽⁵⁾ 応仁の乱前に比べると人数が半減しているものの、左方の舞人として南都樂人が上京し、右方の舞と三管打物は京都樂人が務めるという基本的枠組は維持されていることが見て取れる。更に時代を下つて永禄二年（一五五九）の踏歌節会の出勤人数を見てみよう。

【史料三】『言繼卿記』 永禄二年正月十六日条⁽⁷⁾

次舞樂、樂屋陣座、舞軒廊、左万歳樂、太平樂、陵王^{近時}、右長保樂、地久、納蘇利^{忠雄}、三番有之、舞樂人散狀、舞左四^{〔翁・東〕}真村^{〔翁・奥〕}、信葛^{〔翁・久保〕}、近時、狛近重等也、右忠宗^(多)、久氏^(多)、久宗^(多)、多忠雄等也、笙隆秋^(豊原)、行員^{〔大神・中〕}、伯友真、筆築近宗^(伯・達云々、九十八才)、秀祐、笛景長^(大神・山井)、俊葛^(翁・奥)、弘葛^(翁)、大神景理、太鼓近定^(翁)、三鼓氏定^(大神・西忍)、鉦鼓行條等也

拔頭の舞を代々芝家が務めていたところ、濁穢により参勤が叶わず、住吉から招くことになつたというのである。更に翌文明一六年（一四八四）の若宮祭礼ではより深刻な状況が述べられている。

【史料四】『多聞院日記』 文明十五年十一月廿九日条

伶人馬頭舞者、岩見判官重代、然所今度依濁穢祭礼所役不叶、此之趣可伶学侶并別会所、無其儀、就衆中令申間、住吉之他請云々

【史料五】『多聞院日記』 文明十六年十一月廿二日条

一、伶人之事、依當年之穢病、九人之分令逝去了、近年伶人無人、左右之舞闕如、珍事、適相殘伶人計会無力過法、或逐電或成出家、僅相殘者也、是併衆徒・國民任雅意テ、所配行之諸庄園得分等令押領故也、寺社之零落只此等之題目也、結句穢病又餓死之間、祭礼之所役子共濁穢之間令闕如、無力任先例住吉伶人ヲ可令他請之由、一萬之伶人召寄別会所令命之、則自伶人方住吉舞人方へ遣飛脚了

これによると、疫病により樂人が多数死亡した上、逐電や出家をする者も多とには注意を要する。

三管を担当する南都樂人が見えるなど、南都樂人の比重が増していることが注目されるが、ここに至つても京都樂人七人、南都樂人一三人（右方人を含む）の二〇人が参勤しており、明応期から永禄期に至るまで、南都・京都の二方による奏演体制が存続していたことが分かる。但し、この時期の朝廷における舞樂は散發的に行われているに過ぎず、継続的なものではなかつたことには注意を要する。

したため、先例によつて住吉楽人を招くこととしているのである。結果、「右ノ舞二人、抜頭一人并筆篥一人⁽¹⁵⁾」を住吉楽人が務めることとなつた。この期の南都では、南都楽人の退転により住吉楽人を必要とする状況が生まれていだったのである。更に、明応五年（一四九六）に行われた菩提山正暦寺の供養での舞樂に際しても「今度供養⁽¹⁶⁾冷人事、巨多ニ可給下行之由申、於惣山者少事旨申、当所冷人不事行之間、住吉冷人招請之⁽¹⁷⁾」とされているように、南都楽人が過分な下行を申し立てたため住吉楽人が招請されている。しかも、それに続けて「但人数不足間、当所冷⁽¹⁸⁾三人以奉書召加之、豊後將監⁽¹⁹⁾・備前守⁽²⁰⁾・但馬守⁽²¹⁾各參勸了⁽²²⁾」とあり、住吉楽人の不足分を南都楽人で補うという逆転現象まで起こつてゐるのである。文明～明応期の南都においては、南都楽人の欠を補うために住吉楽人が大きな役割を果たしていたと言うことができるだろう。いわゆる三方樂所以外の楽人の活動として注目すべき事例である。

明応期以降の南都楽人の動向は不分明な部分が多いが、天文二年（一五三三）の仏生会では「伶人面・装束・飾之道具等悉失墜了⁽²³⁾、一揆取散了、言語道断次第也⁽¹⁷⁾」とされ、永禄九年（一五六六）の若宮祭礼でも住吉楽

人が芝家に代わつて抜頭の舞の所作をしている。⁽¹⁸⁾更に天正期に至つても、若宮祭礼に使用する抜頭面が、それを所持する芝家が「彼者跡相果」という状態であつたため、東大寺から借用されている。⁽¹⁹⁾朝廷での舞樂に当たつては上洛し所役を担つていた南都楽人ではあつたが、南都における楽儀の運営及び樂道の相続は必ずしも安定していなかつた様子が見て取れる。

ここまで見てきたように、朝廷においては応仁の乱後も、規模は縮小されるものの、永禄期に至るまで南都樂人・京都樂人の二方による奏演体制が存続していた。但し、南都樂人においては住吉樂人の助力を仰ぐなど、相伝の不安定化も見られた。一方で、天王寺樂人は、天野社や宇佐宮などで奏樂を行い、嚴島社へ舞樂の相伝を行うなど積極的な地方展開を見せていた。天王寺樂人のこうした活発な活動が、天正期における朝廷への登用の前提として存することを確認しておきたい。

天王寺樂人の動向

次に天王寺樂人の動向であるが、四天王寺における活動は不分明であるものの、地方での奏演活動が複数見出せる。中世における天王寺樂人の地方への展開については、淡路国賀集八幡宮や摂津国勝尾寺等の事例が既に明らかにされているが、応仁の乱後もその活動は続いていた。安芸国嚴島社においては、「天王寺冷人葛坊、岡兵部少輔父^(昌歲)、蘭式部、東儀因幡守⁽²⁴⁾、細々下向ア

前章で見た朝廷における南都・京都二方体制に変化が訪れるのが天正年間である。『言経卿記』天正七年正月五日条に、禁中の御樂に天王寺樂人の東

儀兼行・蘭広遠・岡公久の三人が参勤したとの記事があり、京都において天王寺樂人の活動が見られるようになる。『歴名土代』によると岡公久は天正六年（一五七八）五月一八日に従五位下に叙されており、『地下家伝』によると蘭広遠が同日に叙爵され、東儀兼行は天正五年（一五七七）一一月三日に左衛門少志に任じられている。これらの記事から天王寺樂人の京都への召出は、天正五年～七年の間に行われたものであると考えられる。⁽³¹⁾ この天王寺樂人の京都における活動の開始時期 자체は先行研究で既に明らかにされていることであるが、京都における天王寺樂人の活動が、応仁の乱直後からではなく天正年間まで待たなければならなかつたこと、また、多人数を必要とする舞楽ではなくそれまで地下樂人としては原則として京都樂人が参勤していた禁中の御樂から始まつてゐることは注目に値する。⁽³²⁾ このことは、応仁の乱後南都・京都の二方によつて保たれてきた奏演体制の行き詰まりと、天王寺樂人を必要とする新たな状況の出来を想起させるからである。よつて、天正年間に至つてなぜ天王寺樂人が必要とされたのかが問われなければならぬ。

その理由を考察するために、永禄期の朝廷における京都樂人・南都樂人の状況を見てみよう。

史料六 『言継卿記』 永禄二年三月廿八日条

仰
永禄二年三月廿七

ちか秋なか／＼さいこくし候て、ほうこういたし候ハす、くせ事におほしめし候、かくたうをも御さいこうさせられ候ハんとおほしめし候まゝ、やかてまかりくたり候とも、まつさい京いたし候へと、きと申くたされ候へく候よし、心え候て申とて候、かしこ權そちとのへ

この女房奉書では、京都樂人豊親秋に対して、長期間在国していることが曲

事とされ、樂道再興のために在京することが促されているのである。豊親秋は永禄九年（一五六六）に越前国から一時上洛していることが確認でき、在國すること多年にわたつていたらしい。次に永禄六年（一五六三）の祈禱の御樂の事例を挙げる。

史料七 『お湯殿の上の日記』 永禄六年二月九日条

けふより三日天下の御祈禱きだうとて、ふけより千へんの御武家やうらく御申にて、御沙汰さたありて御樂かくあり、（略）御人しゆたうしやう御かくはじめのおとこたちみな／＼しこうなり、わかみやの御かたなる、地下の樂かく人は昨日のことくけふもまいる、かけまさ御しやうらくはかりにてけいも候はて、そかうてんしゆ候ねはうちまかせられぬ事にて候へとも、御人なきよしやふ申てめしいたす、山科しなはまへ／＼よりそかうてんしゆ候ねはきんりの御所作しよさ申候はぬよし申さるる

ここでは京都樂人山井景理の出仕について述べられているが、本来蘇合香の伝授が済んでいなければ禁裏での所作が許されないところ、人数が不足しているため召し出したといふのである。御樂のような少人数による奏樂においても樂人が不足し、相伝が不十分な状態の樂人をも必要としている様子が看取できよう。これらのように、永禄期には在国などによつて京都樂人の朝廷への奉仕が行き届かない状態になつてゐるのである。このような状況下で行われたのが前章で見た永禄二年（一五五九）の踏歌節会であり（史料三）、そこでは南都樂人が多く召し出されることになつた上、更にその翌日に行われた舞御覽では「北京衆不出、南都衆計也」⁽³³⁾とされているように、南都樂人のみで舞樂が行わされているなど、朝廷における南都樂人への依存が強まることがあるのである。しかしそのような中、永禄六年には南都樂人について次のような記事が見られる。

【史料八】『お湯殿の上の日記』永禄六年十一月廿四日条

(奈良) (樂) (かく人ちよかん)の物みな／＼御わひ(花)事申て、四つ(辻)しまて文いたさるゝ、御心のよしおほせらるゝ

南都樂人が勅勘を受け侘言を申し入れているのである。勅勘の理由は不明であるが、朝儀における南都樂人の比重が高まっている中、その影響は小さくないものであったと考えられる。

これらのように、永禄期には、京都樂人の在国、南都樂人の勅勘という事態により、朝廷における樂所の運用は不安定なものとなっていた。更に「柏氏新錄」⁽³⁸⁾の伝えるところによると、天正元年（一五七三）の越前一乗谷の合戦において、京都樂人の豊・山井・安倍の各家の当主が討死したとされている。⁽³⁹⁾このこと自体の真偽の程は分からぬものの、いずれにせよ永禄年間（天正初年）には南都樂人・京都樂人が不安定な状態に陥っており、それへの対処として天王寺樂人が召し出されたものと考えられる。ここに至つて、南都・天王寺・京都の三方による合同奏演体制の下地が整えられることとなつたのである。

永禄二年の正月節会・舞御覽以降、朝廷において大人數を要する舞樂は行われなくなり、樂人の奏樂機會は天皇や堂上樂家が中心となつて行う御樂などの小規模な樂儀に限られていたが、天正初年に天王寺樂人が登用されて以降、再び舞樂が行われるようになつた。天王寺樂人も含めた合同奏演が確認できる初めての例は、「れんしのまいふかくあり、このふかくもなら、せんわう寺よりのほりまいらす」とある天正一四年（一五六六）の東御所安鎮舞樂である。⁽⁴⁰⁾天正一五年（一五八七）の舞御覽でも「天王寺・南都ヨリ罷上也」とされており、⁽⁴¹⁾天正一六年（一五八八）にも正月節会・舞御覽における舞樂が認められる。⁽⁴²⁾天正一六年四月の後陽成天皇の聚樂第行幸には三方合わせて四五人の樂人が参勤しており、行幸の路次で「南都・天王寺・京都之樂人」⁽⁴³⁾が奏樂を行うとともに、舞樂が催された。天王寺樂人の登用によつて

四〇人を超える大規模な舞樂を伴う儀礼の執行が初めて可能になつたのである。この聚樂第行幸での舞樂の参勤人数は「行幸於聚樂舞樂目録」⁽⁴⁶⁾という史料から明らかになる。その役付を【表二】に掲げる。これは三方樂所による合同奏演の役付が判明する最も早い事例として重要なものである。ここには京都樂人一〇人、南都樂人一六人、天王寺樂人一人の三方合わせて四一人の名前が記されており、左方の舞を南都樂人が担当し、右方の舞（左方の採桑老を含む）を天王寺樂人・京都樂人が担当するという、江戸時代に通じる参勤形態が既に成立していることが見て取れる。この後、文禄三年（一五九四）の舞御覽においても「天王子^(寺)・和州樂人罷上云々」⁽⁴⁸⁾とされており、この天正十年代に三方による奏演体制が定着したことが確認できる。聚樂第行幸での樂人四五人という人数は、後の豊國社祭礼や東照社祭礼にも引き継がれていくものであり、樂人集団の動員の規模もこの時期に定まってきしたものと言えよう。⁽⁴⁹⁾

ついで、樂人の居住地についても触れておこう。天正年間に禁中における活動が認められる天王寺樂人の岡公久・蘭広遠・東儀兼行のうち、天正一〇年（一五八二）には岡公久に「下御所」周辺に家屋敷が与えられ、蘭・東儀も家屋敷を所望するなど、天王寺樂人のうちで在京して朝廷に参勤する樂人が現れている様子が看取できる。朝廷への動員により、在京する者と、旧来の四天王寺に居住する者という分化の兆しがあらわれているのである。

以上のように、南都・天王寺・京都樂人の三方による奏演体制は天正期に成立したものであつた。このこと自体は通説と変わるものではないが、天正期の天王寺樂人の朝廷への登用の背景には、永禄期の朝廷における南都樂人・京都樂人による樂儀の執行の不安定化という問題があつたのであり、当該期の朝儀の状況を理解することが重要であると言えよう。

【表一】天正一六年聚楽第行幸舞樂の役付

左方			
曲名	担当	楽人	所属
振鉾	左舞人	(窪) 七郎	南都
万歳樂	舞人	クホ七郎	南都
	舞人	クホ丹後守(久保近時)	南都
	舞人	辻将監	南都
	舞人	東将監	南都
	舞人	ウエ越後守(上近守)	南都
	舞人	芝三郎	南都
	笙	辻因幡守(近朝)	南都
	笙	千松丸	南都
	鞨鼓	辻伯耆守(近次)	南都
	大鼓	五郎	南都
	鉦鼓	一郎	南都
	簞篥	(久保) 播磨守	南都
	簞篥	将監	京都
	簞篥	クホ将監	南都
	簞篥	宮千代丸	南都
	笛	芝若狭守(弘葛)	南都
	笛	(多) 久三	京都
	笛	(多) 豊後守	京都
太平樂	舞人	クホ七郎	南都
	舞人	辻将監	南都
	舞人	ウエ越後守	南都
	舞人	東将監	南都
	笙	辻因幡守	南都
	笙	千松丸	南都
	笙	小伊登	南都
	簞篥	クホ播磨守	南都
	簞篥	(久保) 丹後守	南都
	簞篥	(多) 将監	京都
	簞篥	東将監	南都
	簞篥	宮千代丸	南都
	笛	芝若狭守	南都
	笛	(多) 久三	京都
	笛	芝三郎	南都
	鞨鼓	辻伯耆守	南都
	大鼓	五郎	南都
	鉦鼓	一郎	南都
陵王	舞人	辻因幡守	南都
	笙	東将監	南都
	笙	辻将監	南都
	笙	千松丸	南都
	簞篥	クホ播磨守	南都
	簞篥	(久保) 丹後守	南都
	簞篥	多将監	京都
右方			
	曲名	担当	楽人
	振鉾	右舞人	(多) 上野守(ママ、忠雄)
	延喜樂	舞人	多上野守
		舞人	蘭若狭守(広遠)
		舞人	多将監
		舞人	(多) 備前守(忠季)
		舞人	(多) 豊後守
		舞人	(多) 左近
		簞篥	東儀筑後守
		簞篥	東儀土佐守
		簞篥	東儀將監
		簞篥	東儀右京進
		笛	岡中務
		笛	(岡) 左京進
		笛	山井将監
		笛	岡兵部少輔(兼政)
		笛	山井長寿丸
		鼓	東儀因幡守(兼秋)
		大鼓	千勝丸
		鉦鼓	東儀十郎
狹桺	舞人	蘭肥前守	天王寺
	舞人	東儀將監	天王寺
	舞人	(蘭カ) 将監	天王寺
	舞人	東儀右京進	天王寺
	簞篥	東儀筑後守	天王寺
	簞篥	東儀土佐守	天王寺
	笛	岡中務	天王寺
	笛	(岡) 左京進	天王寺
	笛	山井将監	京都
	笛	岡兵部少輔	天王寺
	笛	山井長寿丸	京都
	鼓	東儀因幡守	天王寺
	大鼓	蘭若狭守	天王寺
	鉦鼓	蘭一郎	天王寺
納蘇利	舞人	多左近	京都
	舞人	千勝丸	京都
	簞篥	東儀筑後守	天王寺
	簞篥	東儀土佐守	天王寺
	簞篥	東儀將監	天王寺
	笛	岡中務	天王寺
	笛	(岡) 左京進	天王寺

三 慶長期—豊国祭礼の時代—

簞篥	クホ将監	南都	笛	山井将監	京都
簞篥	宮千代丸	南都	笛	岡兵部少輔	天王寺
笛	芝若狭守	南都	笛	山井長寿丸	京都
笛	(上) 越後守	南都	鼓	東儀因幡守	天王寺
笛	(多) 久三	京都	大鼓	東儀右京進	天王寺
笛	芝三郎	南都	鉦鼓	久松丸	天王寺
鞨鼓	辻伯耆守	南都			
大鼓	五郎	南都			
鉦鼓	一郎	南都			
採桑老	舞人	東儀因幡守	天王寺	古鳥蘇	舞人 (蘭) 肥前守 天王寺
	手引	東儀越前守	天王寺		舞人 蘭将監 天王寺
	笙	蘭若狭守	天王寺		舞人 東儀右京進 天王寺
	笙	(蘭カ) 将監	天王寺		舞人 (多) 上野守 京都
	笙	徳藏	京都		舞人 (多) 豊後守 京都
	簞篥	東儀筑後守	天王寺		舞人 (多) 備前守 京都
	簞篥	(東儀カ) 将監	天王寺		簞篥 東儀因幡守 天王寺
	簞篥	(東儀) 右京進	天王寺		簞篥 (東儀) 筑後守 天王寺
	笛	岡中務	天王寺		簞篥 (東儀) 将監 天王寺
	笛	(岡) 左京進	天王寺		笛 岡左京進 天王寺
	笛	山井将監	京都		笛 岡兵部少輔 天王寺
	笛	岡兵部少輔	天王寺		笛 山井長寿丸 京都
	笛	山井長寿丸	京都		鼓 蘭若狭守 天王寺
	鼓	蘭肥前守	天王寺		権鼓 東儀越前守 天王寺
	大鼓	東儀土佐守	天王寺		大鼓 東儀土佐守 天王寺
	鉦鼓	東儀十郎	天王寺		鉦鼓 蘭一郎 天王寺
抜頭	舞人	(窪) 七郎	南都	還城樂	舞人 東儀將監 天王寺
	楽	南都惣中	南都		樂 天王寺惣中 天王寺

慶長期には、朝廷と並んで三方樂所の結集を考える上で重要な要素が現れる。東山大仏及び豊國社をめぐる動向である。慶長二年（一五九七）七月一八日、善光寺如来が入洛した。この時樂人たちは騎馬にて迎え入れ、東山大仏殿において奏樂を行つた。⁽⁵¹⁾ これは、慶長年間ににおける東山大仏・豊國社を中心とする奏演体制の幕開けを告げる出来事でもあった。慶長三年（一五九八）八月二三日の大仏堂供養には、伝供として「菩薩廿人・迦陵頻十人・胡蝶十人」が出仕し、あるいは「四部樂人分立」と記されるように、相当の大規模な樂人が動員されたことが推察される。⁽⁵²⁾ この大仏堂供養に当たっては朝廷の舞樂道具が使用されたが、それに際して朝廷では諸方から舞樂道具を収集している。興福寺から「れい人の道く」を召したのを始めとして、東大寺からは「れい人のめんとも」を借り寄せ、法隆寺からは「御かくのめん卅」、住吉社からは「れいしんのたうく、めんとも」が取り寄せられている。⁽⁵³⁾ 更にこの翌年慶長四年（一五九九）八月の禁裏での舞御覽では舞樂道具の新調が行われており、大仏堂供養を契機として、この時期に用具面での整備が進められたことがうかがえる。

豊國社が成立する慶長四年以降は、豊臣秀吉の祥月である八月には例年舞樂を伴う祭礼が催され、度々樂人が動員されることとなる。この豊國社に出动した樂人の具体的な中身については慶長六年（一六〇一）の「豊國大明神舞樂人衆御支配帳」⁽⁵⁴⁾ という史料に詳しい。これによると豊國社

慶长期には、朝廷と並んで三方樂所の結集を考える上で重要な要素が現れる。東山大仏及び豊國社をめぐる動向である。慶長二年（一五九七）七月一八日、善光寺如来が入洛した。この時樂人たちは騎馬にて迎え入れ、東山大仏殿において奏樂を行つた。⁽⁵¹⁾ これは、慶長年間ににおける東山大仏・豊國社を中心とする奏演体制の幕開けを告げる出来事でもあった。慶長三年（一五九八）八月二三日の大仏堂供養には、伝供として「菩薩廿人・迦陵頻十人・胡蝶十人」が出仕し、あるいは「四部樂人分立」と記されるように、相当の大規模な樂人が動員されたことが推察される。⁽⁵²⁾ この大仏堂供養に当たっては朝廷の舞樂道具が使用されたが、それに際して朝廷では諸方から舞樂道具を収集している。興福寺から「れい人の道く」を召したのを始めとして、東大寺からは「れい人のめんとも」を借り寄せ、法隆寺からは「御かくのめん卅」、住吉社からは「れいしんのたうく、めんとも」が取り寄せられている。⁽⁵³⁾ 更にこの翌年慶長四年（一五九九）八月の禁裏での舞御覽では舞樂道具の新調が行われており、大仏堂供養を契機として、この時期に用具面での整備が進められたことがうかがえる。

出仕の楽人たちには、豊国社領の祭礼料一〇〇〇石の内三一五石が充当されており「三旬并祭礼諸役等無懈怠可被仰付候」と豊国社の諸役を担うべきものとされていた。その人員は、祭礼及び御神供に勤仕する楽人一五人と、祭礼のみに出仕する楽人三〇人の、合わせて四五人から成っていた。ここに記されている樂人の詳細を【表二】に掲げる。ここには、南都・天王寺・京都の樂人、更には南都樂人の右方人の名までが記されており、その動員の範囲は未曾有の規模であった。その具体的な参仕の状況は、豊国社の社僧を務めた神龍院梵舜の日記『舜旧記』や、その兄吉田兼見の日記『兼見卿記』から知ることができる。例えば「兼見卿記」慶長七年十月十八日条に「豊国社神事参勤、樂人已下如毎月」とあるように月々の神事に樂人が参仕しており、その人数は数名から十数名程であった。⁽⁶²⁾また、日常的な神事の他、毎年八月には舞樂を伴う祭礼が行われていた。一例を挙げると、慶長五年（一六〇〇）の祭礼は次のような次第であった。

【史料九】『舜旧記』慶長五年八月十七日条

早天湯立男巫勤之、一釜、次天度祓二百座、同音一座、次伶人舞樂、午刻始、先伶人四十五人左右之廻廊着
次乱声、伶人衆出於廻廊拝殿之前ニ立向而盤渉調音取、奏千秋樂一反、廻廊ニ帰着、次振掉三節
次万歳樂、六人於桜華
次延喜樂、六人持於菊華
舞終而華奉納于神殿
次太平樂、狛鉢
次陵王、納曾利

具体的な役付は記されていないものの、「伶人四十五人」が出仕していることが分かる。この規模が、まさに社領の配当を受ける四五人という数字につ

【表二】「豊国大明神舞樂人衆御支配帳」記載の樂人

名目	樂人	配当	所属
御神供樂人	丹後守（久保近時）	牛ヶ瀬村内 15 石	南都
	若狭守（蘭廣遠）	牛ヶ瀬村内 15 石	天王寺
	越後守（上近守）	牛ヶ瀬村内 15 石	南都
	伊豆守（岡昌忠）	牛ヶ瀬村内 15 石	天王寺
	出雲守（東儀季兼）	牛ヶ瀬村内 15 石	天王寺
	因幡守（東儀兼秋）	牛ヶ瀬村内 15 石	天王寺
	越前守（多忠重）	牛ヶ瀬村内 15 石	京都
	安芸守（山井景治）	牛ヶ瀬村内 15 石	京都
	隱岐守（豊為秋）	牛ヶ瀬村内 15 石	京都
	但馬守（久保近只）	牛ヶ瀬村内 15 石	南都
	近江守（山井景福）	上久世村内 15 石	京都
	兵庫頭	上久世村内 15 石	不明
	將監	上久世村内 15 石	不明
	飛驒守（安倍季房）	上久世村内 14 石 6 斗 牛ヶ瀬村内 4 斗	京都
秋祭礼舞樂衆	石見守（林広康）	上久世村内 8 石 8 斗 7 升 西土川村内 6 石 1 斗 3 升	天王寺
	甲斐守（多久宗カ）	3 石	京都
	和泉守	3 石	不明
	兵衛尉（東儀兼護カ）	3 石	天王寺カ

将監	3 石	不明
芝将監（直葛カ）	3 石	南都
辻少志（近弘カ）	3 石	南都
北少志	3 石	南都右方
肥前守（林広政）	3 石	天王寺
林次郎	3 石	天王寺
蘭少志	3 石	天王寺
上野介（多忠雄）	3 石	京都
豊前守（多忠辰）	3 石	京都
兵衛督	3 石	不明
上将監（近直）	3 石	南都
窪将監（近次）	3 石	南都
中兵衛	3 石	南都右方
播磨守（久保カ）	3 石	南都カ
越前守（ママ）	3 石	不明
東儀将監	3 石	天王寺
東儀少志	3 石	天王寺
下野守（多忠頼）	3 石	京都
対馬守（多久益）	3 石	京都
少志	3 石	不明
東將監（友隆）	3 石	南都
窪少志	3 石	南都
新兵庫頭	3 石	南都右方
中務（岡カ）	3 石	天王寺カ
兵部（岡兼政）	3 石	天王寺
伊与守（窪近重）	3 石	南都
岡十郎	3 石	天王寺

ながつていくのであろう。この後慶長一五年（一六一〇）の豊国社臨時祭においても「天王寺・南都・京都」四五人の出仕が認められる。⁽⁶³⁾これは慶長三年の禁中での懲法講の舞楽への出仕人数が二十四人、慶長四年の舞御覽への出仕人数が二十五人であったことに比すると朝廷の樂儀をも凌駕する規模であり、豊国社は慶長期の奏樂体系の中核的存在であつたと言うことができよう。当時の樂人の位置づけは次の史料によく表れている。

【史料一〇】「勧修寺光豐書状草案」（『禁裏御藏職立入家文書』⁽⁶⁶⁾二二〇）

其以来は不能面談、疎遠之至存候、仍來十九日豊國之御神事之由ニ候、就其御幣渡御之由候、樂人衆致供奉、樂儀にて左右ニ行烈仕度由申候、内々吉田^{（兼見）}二位へも理由候へハ、則^{（梵舜）}神龍院を以貴殿へ御理被申越、出仕候様ニと被申候處ニ、樂人衆供奉無用之様ニ貴殿被仰候由候、何之大社も樂儀在之由候、彼者共行烈仕候ハヽ、神事之かうさうも可然候ハん哉、以御分別被召出尤存候、幸明神之御扶持人之事候間、御馳走専要存候、恐々謹言

追而申候、此儀指出かましく思召候ハんすれ共、如御存知、前々より樂人共之儀申沙汰仕候間、如此候、以御分別外聞可然様ニ□被仰付は、別而於我等可為本望候、以上^{（慶長一五年）}八月十一日
片桐市正殿^{（且元）}

これは、慶長一五年の豊国社臨時祭に際して、御幣渡御の行列への樂人の供奉を求めているものであるが、ここで樂人たちは「明神之御扶持人」、すなわち豊国大明神の扶持を受ける存在であるとされているのである。慶长期の三方樂所は、朝廷に奉仕する存

在としてのみならず、豊国社領の配当を受け、豊国社に奉仕する楽人としての枠組も与えられていたことが理解できよう。⁽⁶⁷⁾

またこの時期には、踏歌節会や舞御覽といった奏楽を伴う朝儀も度々行われるようになつており、東山大仏・豊国社での樂儀と合わせて三方樂所の出

仕機会はいつそうの増加を見せていた。⁽⁶⁸⁾ このような状況下、南都樂人・天王寺樂人で在京する者もまま見られるようになつたようである。慶長八年（一六〇三）段階における在京する樂人の居所を記した「禁裏様樂人衆」⁽⁶⁹⁾の内容を【表三】として掲げる。ここには、京都樂人に加え、南都樂人・天王寺樂人の名が記されており、慶長期には三方の樂人が在京する体制が形成されていたことが分かる。京都樂人及び南都樂人・天王寺樂人のうちで在京する者から成る在京樂人と、旧来の南都・四天王寺にそのまま居住した在南樂人・在天樂人の両在樂人との構成される「在京両在」の樂人配置がここに形成されつつある様子が看取できる。

【史料一二】「薬師院某書状」（嚴島野坂文書一八一五）

返々蘭殿へ一書にて申度候へ者、御心得頼存候、以上
態令啓候、秋之いつくしまより一人語申度由、我等御願候間、堺之やと
へ人遣候へ者、御留すニ候間、一書にて申入候、此御方と被成御談合、
貴所若隙入候ハ、余人にもしやうおふく人御下向候て可給候、子細
之段此御方可被申候、恐々謹言

七月廿四日

（花押）

樂人之
右近殿
（林広康）
まいる
人々御中

御洗米忝頂戴候、毎々御懇意之儀不申得候、隨而舞之衣装被差越候、
則申付候、次笛吹之事被仰越候、爰元不得隙候、罷下事相成間敷之

ここでは、薬師院なる人物の取次によつて、嚴島社から天王寺樂人林広康へ、笙の人体の参向が依頼されている。これに対する樂人の返答と思しきものが次の史料である。

【史料一二】「天王寺樂人蘭広遠外二名連署書状」（嚴島野坂文書一七八三）

尚以罷下儀無念之至候、御□□之節御尋待存候、以上
從薬師院御折紙之趣、各加披見候、在國之儀尤可罷下□、禁裏様并豊國
大明神舞樂切々在之折節（花押）儀候間、罷成間敷候、此等之趣可有御披露候、
恐々謹言

林右近

七月廿八日

廣康（花押）

東儀四郎

兼秋（花押）

蘭若狭

廣遠（花押）

和田弥左衛門尉殿

ここで天王寺樂人三人は、「在國」、すなわち安芸国へ下向することが尤もであるとしながらも「禁裏様并豊國大明神舞樂切々在之折節」であるので下向は難しいと返答しているのである。更に慶長四年には毛利家の家臣堅田元慶から嚴島社の棚守元行へ次のような書状が送られている。

【史料一三】「堅田元慶書状」（嚴島野坂文書一〇〇〇）

爰元相替事無之候、近日 松寿様御上洛之事候、不申及候へ共、
御祈念干要候、以上

御洗米忝頂戴候、毎々御懇意之儀不申得候、隨而舞之衣装被差越候、
則申付候、次笛吹之事被仰越候、爰元不得隙候、罷下事相成間敷之

【表三】「禁裏様樂人衆」記載の樂人

居住地	樂人	所属
なしの木町	丹後守（久保近時）	南都
なしの木町	但馬守（久保近只）	南都
なしの木町	將監（窪近次か上近直カ）	南都カ
二階町	兵庫	不明
八条宮横町	安芸守（山井景治）	京都
中すし組おうみねのつじ	若狭守（蘭広遠）	天王寺
中すし組おうみねのつじ	伊豆守（岡昌忠）	天王寺
中すし組おうみねのつじ	出雲守（東儀季兼）	天王寺
中すし組おうみねのつじ	石見守（林広康）	天王寺
岡本真如堂町	因幡守（東儀兼秋）	天王寺
こかはくみ名おち町	隱岐守（豊為秋）	京都
聚楽くみかいのかみ町	近江守（山井景福）	京都
おうみねのつじ	二郎	不明
二条御池町	下野守（多忠頼）	京都
二条御池町	八郎	不明
貞安のつきぬけ	和泉守	不明
貞安のつきぬけ	豊前守（多忠辰）	京都
とんけいとの町	対馬守（多久益）	京都
二条半敷町	越前守（多忠重）	京都
二条半敷町	飛驒守（安倍季房）	京都
二条半敷町	右兵衛尉（東儀兼護）	天王寺
ゑひすの町	右近（多忠行カ）	京都カ
扇のさかやの町	甲斐守（多久宗）	京都
むかてやの町	久三郎	不明

*人名批定については〔西山 1959〕のものを修正・留保した部分がある。

由申候、然者一人社人衆被差上せ稽古尤候、四五人も其元社役不隙入候者、被差上候て尤候、將亦右之衣裝為代、刀脇差其外銀子被差上せ候、長樂寺請取状可進之候、委細此（佐左衛門附）和田申達候、恐々謹言

七月廿七日

（朝守）

元行さま

堅兵少
元慶（花押）

御報

今度は笛吹の下向が求められていたようであるが、これも樂人の下向が能わないので、嚴島社神職を上方へ差登して稽古させるのがよいだらうとされている。これらのように、従来天王寺樂人が安芸国へ下向して樂曲の伝授を行っていたところ、慶長期には朝廷や豊國社での樂儀に動員されることによって、下向が叶わない状況となっていることが、嚴島社をめぐるやりとりから分かるのである。

本章で見たように、慶長期には朝廷のみならず、秀吉を祀る豊國社の樂儀が三方樂所の活動において大きな位置を占めていた。言わば朝廷儀礼と並んで天下人の祭祀への動員によつても三方樂所の結集が促されたのである。こうした動きは、後の徳川將軍家による動員にもつながっていくものであり、公武双方の樂儀を担う集団としての三方樂所の性格は慶长期に確立したものと言うことができるだろう。

四 元和期以降—徳川將軍家祭祀・法会の時代へ—

最後に元和期以降の動向に一瞥を加えておきたい。大坂の役

後、慶長二〇年（一六一五）七月九日には豊国社の破却が命じられ、祭礼料を含む社領も没収されるなど、楽人は一つの大きな仕事場を喪失することになるが、それとて代わるように、今度は日光東照社を中心とする徳川将軍家の祭祀・法会に動員されることとなる。既に慶長二〇年閏六月には、豊国社の舞楽装束を用いて二条城で大御所家康・將軍秀忠による舞樂上覽が行われていたが、幕府の祭祀・法会において初めて初めて楽人が動員されたのは、元和三年（一六一七）の日光山の東照社遷宮であった。この遷宮にあたっては、前年の元和二年（一六一六）より、山科家を通して將軍秀忠の着用する装束とともに、楽人の「舞樂御道具」や「舞樂伶人之衣裳」が調進されており、用具面においても相当の整備が為されたことがうかがえる。遷宮に動員された楽人は四五人であり、三方の配分は不明であるが、規模的には豊国社祭礼の規模が引き継がれていた。以後、元和四年（一六一八）の紅葉山東照社遷宮や、元和八年（一六二二）の東照社での家康七回忌⁽⁷⁵⁾などにこの規模が引き継がれていくこととなる。家康七回忌には「舞樂人四十五人、内京都十五人、南都十五人、天王寺十五人」とあるように、この頃には一方一五人宛の体制が整えられていたことが見受けられる。

このように、元和期以降、三方樂所の活動は、將軍家の祭祀・法会を一つの軸として展開していくことになるのであるが、そのような中、かつて豊国社の社僧を務めた神龍院梵舜による次の記述は、当時の楽人集団の位置づけを考える上で示唆に富む。

【史料一四】『舜旧記』寛永六年閏二月廿五日条

次於當社將軍様樂人衆神前ニテ御祈禱樂アリ、次拙僧方へ菓子折、樂右近、伊豆⁽⁷⁶⁾息兩人也、豊國ヘ祇候之樂人衆也

吉田社に楽人たちが来て祈禱の奏樂をしているのであるが、そこで楽人たちは「將軍様樂人衆」と呼ばれている。しかもその楽人たちは「豊國ヘ祇候」

「樂人衆」だというのである。寛永期には、寛永三年（一六二六）の後水尾天皇の二条城行幸で舞樂が行われた他⁽⁷⁷⁾、同年には徳川秀忠室崇源院の葬儀に樂人が動員され、寛永五年（一六二八）には日光東照社での家康一三回神忌で舞樂が行われるとともに江戸城で舞樂上覽が行われるなど、幕府の樂儀に三方樂所が出仕すること頻りであり、まさに「將軍様樂人衆」と称すべき程の活動を行っていたのである。元和五年（一六一九）には豊国社の舞樂装束が妙法院に移されているなど、もはや豊国社への奉仕は過去のものとなつていった。その樂人の活動の変貌ぶりに、梵舜としては豊国社から東照社へといふ時代の流れ、豊臣から徳川へという権力の移り変わりを感じずにはいられない、用具面においても相当の整備が為されたことがうかがえる。遷宮に動員された楽人は四五人であり、三方の配分は不明であるが、規模的には豊国社

おわりに

ここまで三方樂所の形成過程を時期的変遷に即して明らかにしてきた。天正期に天王寺樂人が朝廷に召し出され、南都・天王寺・京都の三方による奏演体制が始まつた。実態的にはこれが近世三方樂所の始まりである。その後、朝儀の整備と、豊国社祭礼などの天下人の祭祀・法会を車の両輪として、公武の樂儀を担う三方樂所の動員体制が整えられていつたのである。ここで注意しておきたいのは、「三方」の樂所が結集していくのと並行して、天王寺樂所・南都樂所という「一方」の樂所の定置も行われていることである。天王寺樂人においては、慶長六年（一六〇一）に四天王寺に寺領一〇〇石が寄進された際に衆徒・院家や公人など他の寺内構成員と並んで樂人三〇人が寺料の配当を受ける者として名を連ねており、寺役を担うものとされていた。⁽⁸¹⁾また、南都樂人においても、春日社・興福寺への領知宛行状である「惣朱印」の中に樂人分が計上されている他、「春日社樂所輩」として春日社の「神役」に付隨する配当を受ける樂人も存在した。⁽⁸²⁾更に一部の京都樂人も

京郊に樂領・神樂領と呼ばれる領知を他の多くの地下官人と同様の形態で保持しているなど、三方樂所が結集していく中にあつても「一方」の樂所独自の存在形態は温存されたのである。すなわち、近世の樂人は、公武に奉仕する「三方」としての枠組と、四天王寺や春日社・興福寺に奉仕する「一方」としての枠組という二つの枠組のもと両様に定義付けられたのであり、この二重性が近世樂人集団の大きな特質であると言える。

本稿では三方樂所の動向の具体相の解明に徹したが、今回明らかとなつた事象を、中近世移行期の政治史や公武関係の変遷の中に位置付けていくことが次なる課題となろう。なお、近世三方樂所の制度的確立は、家領米の配当や三方及第などの樂所運営を規定する大和国平群郡の樂人領が宛行われる寛文期を待たなくてはならない。この樂人領宛行による制度的確立については、樂人領の性格にもかかわることであり、その検討は別稿に譲りたい。

付記：本稿は東洋音楽学会西日本支部第二五七回定例研究会（二〇一二年七月二一日、於京都教育大学）での報告に基づくものである。

注

- 1 この他、中近世移行期の雅樂については、千返樂祈禱について検討した〔嶋津一九九三〕、内侍所御神樂について検討した〔西村二〇一四〕といった成果がある。千返樂祈禱や内侍所御神樂は地下樂人のみならず堂上樂家の動向とも関わるものであり、当該期の雅樂界全体を把握する上で重要な要素であるが、本稿では地下樂人であるところの三方樂所の成立過程を主な検討対象とするため、これらの要素については今後の検討課題とする。
- 2 〔山科家記〕（史料纂集）統群書類從完成会、一九六七・二〇〇二。
- 3 「樂所奉行方宗綱卿記」（国立国会図書館所蔵）などによる。なお、応仁の乱後の樂儀の状況については〔鶴崎一九九三〕〔坂本一九九四〕参照。
- 4 〔言國卿記〕（史料纂集）統群書類從完成会、一九六九・一九九六。
- 5 〔言國卿記〕明応二年正月十六日条。
- 6 但し、右方舞人の大神行則のみ南都樂人の右方人である。
- 7 〔言繼卿記〕国書刊行会、一九一四・一九一五、〔新訂増補言繼卿記〕統群書類從完成会、一九六五。
- 8 〔大乘院寺社雜事記〕（続史料大成）臨川書店、一九七八。

『多聞院日記』（続史料大成）臨川書店、一九七八。

長谷寺では康正二年（一四五五）の舞台供養で舞樂七番が奏されるなど大規模な舞樂が行われており（『大乘院寺社雜事記』康正三年五月十七日条）、応仁二年（一四六八）にも舞樂が行われている（『大乘院寺社雜事記』補遺四）。

白毫寺では例年三月三日の一切経供養で舞樂が行われていた（『多聞院日記』文明十六年三月八日条、『多聞院日記』文明十六年三月八日条）。なお、明応三年（一四九四）には「冷人無之」とされている（『大乘院寺社雜事記』明応三年三月廿五日条）。

『大乘院寺社雜事記』明応元年十一月廿九日条に「今日薬師寺法会冷人舞樂在之」とある。

延徳四年（一四九二）の鑑真忌の舍利会に樂人が参向している（『大乘院寺社雜事記』延徳四年五月六日条）。

『多聞院日記』文明十六年十一月廿二日条。

『大乘院寺社雜事記』明応五年十一月廿六日条。

〔蓮成院記録〕（『多聞院日記』天文二年四月八日条）。

〔永禄九年之記〕（春日大社史料（東京大学史料編纂所架藏写真帳、春日大社原藏））永禄九年十一月廿七日条。

保井芳太郎氏所蔵文書三一六「筒井順慶書状」（『大和古文書聚英』奈良県図書館協会、一九四二）。

〔菊川一九九六〕。
〔川岸一九八八〕。

〔房顕覚書〕（『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』広島県、一九七八）。

厳島野坂文書一六八五「大秦広喜舞曲伝授状」（『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』広島県、一九七六、以下同）。なお、野坂安種は文明三年五月二〇日に厳島社の左舞師に任じられている（『厳島野坂文書』一八六八「嚴島社神主袖判奉書」）。

浅野忠允氏旧蔵嚴島文書一〇「大秦昌歲舞曲伝授状」（『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』広島県、一九七八）。

嚴島社の舞樂については〔原田一〇一〇〕参照。

〔大乘院寺社雜事記〕文明十三年四月廿四日条。

〔紀伊統風土記〕和歌山県神職取締所、一九一〇。なお、天野社の舞樂については〔遠藤二〇一〕参照。

〔到津文書四〇四「某神事覺書案〕（『大分県史料（二四）第一部 宇佐八幡宮文書之二』大分県史料刊行会、一九六四）。なお、宇佐宮における雅樂の変遷については〔中野

〔世良莞一編纂一九八〇〕〔上參鄉一九八七〕。なお、東儀兼康については、「地下家伝」（日本古典全集刊行会、一九三七・一九三八）では天正二六年（一五八八）没となつて

〔紀伊統風土記〕。

おり年代が合わない。筆者は典拠となつてゐる大寧寺の墓碑を確認していないため、これについては後考を期す。

『言経卿記』（大日本古記録、岩波書店、一九五九～一九九一）天正七年正月五日条。

また『お湯殿の上の日記』（続群書類従完成会、一九五七）同日条にも「けふよりみいの御かく三つはしまる、天王寺かく人も三人まいる、けふは天王寺、しゃう、

大二、かつ二、しゃうこみなうつ」と見える。

『歴名士代』（続群書類従完成会、一九九六）。

宝永二年（一七〇五）の「樂人蘭広音同広成願書」（宮内庁書陵部所蔵東山御文庫）での蘭家の主張によると、蘭広遠は天正三年（一五七五）に朝廷に仕官し、御扶持方七石及び一條御池の屋敷を拝領したとされている。天王寺樂人自身による朝廷への登用に関する具体的な発言であり重要であるが、なお同時代史料からの裏付けが必要であるように思われる。

『言経卿記』（『ビブリア』一一八～一三三一、天理大学出版部、一〇〇一～一〇〇九）文大二、かつ二、しゃうこみなうつ」と見える。

『歴名士代』（続群書類従完成会、一九九六）。

例外として、永禄六年の禁裏での懲法講に南都樂人の芝家が出仕し笛を奏している例がある（『お湯殿の上の日記』永禄六年九月四日条）。

『言経卿記』永禄九年五月廿四日条・同年六月五日条。

『言経卿記』永禄二年正月十七日条。

『泊氏新録』（国立国会図書館所蔵）。

『地下家伝』によると、豊親秋が天正元年八月に、山井景理が天正元年一〇月に卒している。

『言経卿記』には永禄年間における御楽の記事が数多く見られる。

『お湯殿の上の日記』天正十四年七月六日条。なお、天正一〇年（一五八二）に大徳寺で行われた織田信長の葬儀では樂人二五人が出仕しているが、その詳細は不明である

（『晴豊記』（『晴右記・晴豊記』）続史料大成、岩波書店、一九六七）天正十年十月一日条。

『兼見卿記』（史料纂集、続群書類従完成会、一九七一）天正十五年正月十七日条。

『お湯殿の上の日記』天正十五年正月十六日・十七日、天正十六年正月十六日・十七日条。

『天正年中聚楽亭兩度行幸日次記』（『続群書類従第四輯上 帝王部・補任部』）続群書類従完成会、一九二六）。

『多聞院日記』天正十六年四月十七日条。

『行幸於聚樂舞樂目録』（本願寺文書）（東京大学史料編纂所蔵謄影写本）一二一）。

なお、（平出一九五三）によって次の史料が紹介されている。

『史料二五』「多氏本家伝來断簡集」より
「月上旬至聚樂行幸御申沙汰候、就者舞樂在之候よし、洛中舞樂人十五人可有出

來（なら、天王寺、きやうのかく人と廿四人まいる」とある。
仕候、猶樂奉行ニ付敷殿可被仰候也

正月七日

京都舞樂人中

民部卿法印玄以（花押）

玄から京都樂人一五人の出仕が求められており、ここから、三方それぞれ一五人宛の四五人という編成が企図されていたことが推測される。実際に出仕した人数との異同については後考を期す。

『兼見卿記』（『ビブリア』一一八～一三三一、天理大学出版部、一〇〇一～一〇〇九）文禄三年八月四日条。

なお、江戸時代においては朝儀に優先的に参仕する「御扶持人」に任じられる樂人は当初三八人、後に四二人であり、舞御覽等に参仕する樂人領の家領米の配当を受ける者は一方一七人宛の五一人である。ここで定まつた四五人体制との関係についてはな

お検討をする。

『言経卿記』天正十年四月廿日条

『義演准后日記』（史料纂集、続群書類従完成会、一九七六）慶長一年七月十八日条、

『舜旧記』（史料纂集、続群書類従完成会、一九七〇～一九九九）同日条。

（小野一九七二）によると、伝供とは大法会において仏前に供物を捧げる作法であるが、僧侶に加えて菩薩・迦陵頻・胡蝶と称される樂人も参仕し、芸能的な趣を含むものであった。

『義演准后日記』慶長三年八月廿二日条。

『中臣祐範記』（史料纂集、八木書店、二〇一五）慶長三年八月廿一日条に「明日廿二

日新大仏堂供養有之、伶人衆其舞樂ニ上洛之間」と見え、堂供養に際して南都樂人が

上洛していることが知れる。

『お湯殿の上の日記』慶長三年八月廿一日条。

『お湯殿の上の日記』慶長三年七月卅日条。

『お湯殿の上の日記』慶長三年八月七日条。

『お湯殿の上の日記』慶長三年八月廿三日条。

『言経卿記』慶長四年八月廿七日条。

『豈國大明神舞樂人衆御支配帳』（東京大学史料編纂所蔵謄影写本）。

北少志 中兵衛 新兵庫頭と少なくとも三人の南都方右方人の名が見える。南都方右

方人は、江戸時代には、朝廷への参勤機会を規定する「御扶持人」や、樂人領家領米の配当を受ける者に含まれることはなく、三方樂所全体での樂儀に参勤することは、

菩薩人としての所役や代勤などを除いて基本的になかつた。

人数が判明する事例は多くないが、多い時で慶長六年（二六〇一）元旦の神事の一三

人（『舜旧記』慶長六年正月朔日条、少ない時で慶長一七年（二六二二）九月一八日

の神事の二十一（『舜旧記』慶長十七年九月十八日条）という数字が見える。

『舜旧記』慶長十五年八月十九日条。

『お湯殿の上の日記』慶長三年七月廿九日条。この時には舞樂が六番演じられており、

「なら、天王寺、きやうのかく人と廿四人まいる」とある。

『言経卿記』慶長四年八月廿七日条。「京都、奈良、天王寺等伶人廿五人參了」とある。

『禁裏御藏職立入家文書』（京都市歴史資料館、二〇一二）。

『樂家錄』（現代思潮社、一九七七）卷之四十六「旧所樂工」にも豊国社が挙げられて

蹴懸 十八足

赤袍 六ツ

もへきノ袍同

抜頭装束老人前

袍 壱ツ

打懸 同

袴 壱ツ

打懸 同

撥 還城樂裝束老人前

袍 壱ツ

袴 同

打懸 同

面 虬 同

面 壱筋

面帽子 壱ツ

撥 同

鉦鼓ノ撥 六ツ

後參ノ撥 式ツ

太鼓鉦鼓水引 四はり

太鼓ノ舞台ノきぼうし 八ツ

鉦鼓舞台ノきぼうし 八ツ

舞台ノきぼうし 八ツ

鉦鼓 四ツ

幕 壱はり

大太鼓 式ツ

同しらへ有

荷太鼓 はう有 式ツ

荷鉦鼓ノはう 式ツ

大太鼓ノ台 同登橋有

鉦鼓台 式ツ有

元和五年

二月七日

園若狭守
（花押）

准但馬守
（花押）

安信^{（舊）}飛驒守
季房（花押）

妙法院御門跡様御内
松井左京殿

参考文献

遠藤徹 二〇一「天野舞楽の史的展開」（『天野社舞楽曼荼羅供—描かれた高野山鎮守社丹生都比売神社遷宮の法楽』）岩田書院

小川朝子 一九九八「近世の幕府儀礼と三方樂所—將軍家法会の舞楽を中心に—」（中近世の宗教と国家）岩田書院

小野功龍 一九七二「伝供について（菩薩・迦陵頻・胡蝶による献供作法をめぐって）」（『雅樂界』五〇、小野雅樂会）

上参郷祐康 一九八七「山口の大内文化と音楽—記念碑「筝曲組歌発祥之地」と大内氏に殉じた楽人たち」（『季刊邦楽』五一、邦楽社）

川岸宏教 一九八八「四天王寺の舞楽とその伝播」（『新修大阪市史 第二卷』大阪市）

菊川兼男 一九九六「中世淡路の舞楽料田と樂人集団—淡路人形芝居発祥地に関連して—」（『護国寺誌』護国寺住職三富義円）

北堀光信 二〇〇九「三方樂所の成立と南都樂人」（『地方史研究』五九（二）、地方史研究協議会）、のち同著「豊臣政権下の行幸と朝廷の動向」（清文堂出版、二〇一四）に収録。

坂本麻実子 一九九四「応仁の乱後の天皇家の雅樂」（『桐朋学園大学研究紀要』二〇）

嶋津宣史 一九九三「千返樂祈祷について—十六世紀宮廷における法樂御会の一様相—」（『國學院雑誌』九四（一二二））

世良莞一編纂 一九八〇「曹洞宗瑞雲山大寧護国禪寺略史」瑞雲山大寧寺

鶴嶠裕雄 一九九二「『水記』に見る管弦御遊—古代文化の継承と変容—」（『戦国期公家社会の諸様相』和泉書院 初出一九八五）

寺内直子 二〇一〇「江戸時代における雅樂伝承の流派（序説）—慶長八年京都樂人地図」（『日本文化論年報』二三、神戸大学大学院国際文化学研究科日本学コース）

中野幡能 一九六六「宇佐宮樂所の成立とその変遷」（『大分県立芸術短期大学研究紀要』四）

西村慎太郎 二〇一四「近世公家家職の展開と内侍所神樂」（『歴史評論』七七一、校倉書店）

西山松之助 一九五九「家元の研究」岩波書店

幡鎌一弘 一九九六「近世興福寺領覚書—内部構成と支配論理の特質—」（『天理大学学報』

(一八二)

原田佳子 一〇一〇『厳島の祭礼と芸能の研究』芙蓉書房出版

平出久雄 一九四〇「徳川時代雅楽家の経済の一断面(一)——徳川幕府が雅楽家に与へた庇護に就いて」(『歴史と国文学』二二(三), 太洋社)

平出久雄 一九四〇「徳川時代雅楽家の経済の一断面(二)——徳川幕府が雅楽家に与へた庇護に就いて」(『歴史と国文学』二二(六), 太洋社)

平出久雄 一九四一「徳川時代雅楽家の経済の一断面(三)——徳川幕府が雅楽家に与へた庇護に就いて」(『歴史と国文学』二三(一), 太洋社)

平出久雄 一九五三「雅楽漫稿」(雅楽界)三五、小野雅楽会

南谷美保 一九九〇「安土桃山時代の雅楽樂人について——三方樂所の成立をめぐる一考察

——」(『四天王寺国際仏教大学短期大学部紀要』三〇)

山田淳平 一二〇一四「近世南都樂人と春日社・興福寺」(『東大寺図書館所蔵中村純一寄贈

文書調査報告書』吉川聰)

The formation process of *Sanpō-gakuso*

YAMADA Jumpei

In this study I considered the formative process of *Sanpō-gakuso* 三方樂所 which consists of *Nanto-gakunin* 南都樂人, *Tennōji-gakunin* 天王寺樂人 and *Kyōto-gakunin* 京都樂人. After the Ōnin War (1467-1477), the system whereby *Nanto-gakunin* and *Kyōto-gakunin* served the Imperial court continued without changing from the prewar, although the scale was reduced. *Tennōji-gakunin* came to serve the Imperial Court from the Tenshō era (1573-1592) because *Nanto-gakunin* and *Kyōto-gakunin* had became unstable. By the assignment of *Tennōji-gakunin*, it became possible to have performances by more than 40 musicians. In the Keichō era (1596-1615), *Sanpō-gakuso* came also to serve *Hōkokusha* 豊国社 shrine as well as the Imperial Court. At the time, the *Hōkokusha* was the center of the system of *Sanpō-gakuso*. The scale of the musician rallied by *Hōkokusha* was also going to be being taken by rites of the Edo shogunate. *Sanpō-gakuso* was formed in order to serve both the Imperial Court and warrior government.

Keywords: *Gagaku*, *Nanto-gakunin*, *Tennōji-gakunin*, *Kyōto-gakunin*